

(一社)日本塑性加工学会「ロールフォーミング」分科会 規程

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人 日本塑性加工学会(以下本学会と称す)「ロールフォーミング」分科会と称す。

(目的)

第2条 本分科会は、ロールフォーミング技術の研究・開発およびその利用技術の発展を推進することを目的とする。

(活動)

第3条 本分科会は、前条の目的を達成するため、委員による調査、研究、情報交換、討論、資料収集および配布、産業界への普及、啓蒙などの活動を行う。

(委員)

第4条 本分科会の委員は、次のいずれかに該当し、本学会より委嘱を受けたものとする。

- (1) 非営利団体(学校、国公立試験研究機関など)所属委員は、学会の正会員で、本分科会の運営および活動を積極的に援助する個人。
- (2) 営利団体(会社、企業)所属委員は、その会社、企業が学会の賛助会員、もしくは本人が学会の正会員で、本分科会に積極的に協力する個人。

(入会、退会)

第5条 本分科会の委員になろうとする者または委員を辞めようとする者は、本分科会に入会届(所定書式)または退会届(書式自由)を提出し、委員総会の議を経て本学会の委嘱または解嘱を受けるものとする。

(運営)

第6条 本分科会の運営は本学会が定める定款および細則に従う。

- (1) 研究会のほか、必要に応じて公開セミナー、講習会などを開催できる。
- (2) 必要に応じて細則を定めることができる。
- (3) 事務局所在地は、原則として主査または幹事の所属する職場の所在地に置く。

(組織)

第7条 本分科会に主査、幹事ならびに運営委員を置く。

- (1) 主査、幹事および運営委員は、本分科会委員の中から選出され、本分科会の運営にあたる。
- (2) 運営委員の選出にあたっては、営利・非営利団体委員の別ならびに専門分野のバランスを考慮する。
- (3) 幹事・運営委員の任期は4年以内とするが、継続設置の場合再任は妨げない。
- (4) 運営委員会は委員総会の委嘱を受けて、委員総会の役割を代行することができる。

(経費)

第8条 本分科会の経費は、学会交付金、その他の収入による。

このほか本分科会が行う特定の研究・調査のために必要な経費を徴収することができる。

第9条 本分科会の収支決算は、分科会総会に報告する。

第10条 本規程は、分科会設立後、委員総会の議決を得て実施する。

付則 本規程は、一部変更の上、2013年10月4日より実施する。

以上